3/17[illegible]

[illegible]21 [illegible]

■CONTENTS

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

■[illegible]([illegible])

■[illegible]

[illegible]URL[illegible]

[illegible] ZOOM[illegible]

[illegible]30[illegible]

■ [illegible]

■[illegible]

[illegible]**URL**[illegible]**QR**[illegible]

[illegible]x.gd/5A9py

[illegible]

■[illegible]

公正な税制を求める市民連絡会

◎お問い合わせ先：公正な税制を求める市民連絡会事務局
〒330-0064　さいたま市浦和区岸町７－１２－１ 東和ビル４階 埼玉総合法律事務所
弁護士 猪 股 正　電話048（862）0355　FAX048（866）0425

※チラシのダウンロード

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 スポーツ埼玉 2023年秋号(vol.300)に佐渡島啓 弁護士の記事が掲載されました

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 スポーツ埼玉

【連載】指導現場トラブル防止へ 埼玉弁護士会がアドバイス

［第9回］公道をランニングする場合の注意点

ランニングはウォーミングアップ、あるいは基本的なトレーニングなどとして、どのようなスポーツでも取り入れられているものですが、特に公道をランニングする場合には、自動車や自転車、通行人などと衝突しないよう、十分に注意する必要があります。
今回は、ランニング方法などについて指導者がどこまで選手に指導しなければならないのかが問題となった裁判を紹介します。

弁護士 佐渡島 啓

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 スポーツ埼玉2023年秋号(vol.300)ダウンロード

管理職向けのパワハラ研修会（弁護士 佐渡島啓）

先日、県内の企業で管理職向けのパワハラ研修の講師を務めてきました。

部下をもつ管理職からすれば、状況によっては厳しい態度で指導や注意をすべき場面もあります。

しかし、パワハラだと言われないためには部下とどう接したらいいのか、いっそのこと部下とは面倒な話は何もしない方がよいのか・・・
管理職が部下との関係でどのように対応すべきかは、とても難しいケースが多くなっています。

[illegible]
[illegible]

[illegible]

2/25[illegible]13[illegible]30[illegible]2024[illegible]

[illegible]

[illegible]2024[illegible]

[illegible]([illegible])

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]Amazon[illegible]

[illegible]

◆[illegible]
[illegible]

◆[illegible]
[illegible]←[illegible]

◆[illegible]
[illegible]

◆[illegible]
[illegible]PDF[illegible]

◆[illegible]
[illegible]

◆[illegible]

[illegible]

〒330-0063[illegible]3-10-11

TEL[illegible]048-838-0771[illegible]FAX[illegible]048-838-0775

2024[illegible]

3/3[illegible]…[illegible]

[illegible]2023[illegible]11[illegible]

[illegible]

[illegible]2023[illegible]1043[illegible]

[illegible]MMT[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

□□□□□□□□□□□□□□
□□□JR□□□□□□ □□□ □□1□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□**Zoom**□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

[redacted]

□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□POSSE□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□…□□

□□□□□□□

□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

[redacted]

□□□**URL**□□□**QR**□□□□□□□□□□□□□□□□
□https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_Ks0dilAiSWO1YrnKXVKoGg

□□□□□□□□

[illegible]
[illegible]URL[illegible]

◎[illegible]1[illegible]1000[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]10160-446381
[illegible]018[illegible]0044638

[illegible][illegible]
[illegible]◎[illegible]
[illegible]330-0064[illegible] [illegible][illegible]
[illegible] [illegible] [illegible] [illegible]048[illegible]862[illegible]0355[illegible]FAX048[illegible]866[illegible]0425

[illegible]

[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

持ちで頑張ろうと思いました。

続いて、東京法律事務所の君和田伸仁先生による、「最近の労働判例から」のご講演です。労働弁護士必携の「新労働相談実践マニュアル」にも載っていない令和の超最新判例を総覧もので、労働事件の第一線で活躍されている先生による裁判例解説は、まさに「明日から使える！」ものばかり。非常に充実した時間となりました。

学習会・懇親会には、約４０名の団員が参加し、コロナ前の賑わいを取り戻しつつあるようです。76期の新人弁護士たちの自己紹介の時間もあり、良い交流の場となりました。新人の先生は、みなさんとても志が高く、優秀で、私も身が引き締まる思いでした。

学習会後には、少し足を延ばして湯田中温泉と地獄谷温泉にて湯めぐりをしてきました。温泉は、弱アルカリ泉質で、お肌がすべすべになります。

地獄谷野猿公苑にも行ってきまして、温泉に入る野生のニホンザルを観察してきました。来苑者の8割近くが外国人観光客でしたが、生命の神秘を感じることができて、とても楽しかったです。

霊長類は温暖地域に生息するのが通常で（ゴリラ・チンパンジーなど）、雪が降るような寒い地域で生活をしているのは、霊長類だとヒトを除いてはニホンザルだけです。雪が吹雪く厳冬の中、身を寄せ合って冬を越す姿が、愛らしく、海外の方にとっては物珍しく写るようです。

また、温泉に入るニホンザルの野生行動を観察できるのは、世界でも日本でもここだけ。約６０年前に、好奇心旺盛の子ザルが地獄谷温泉の旅館後楽館の露天風呂に入り始めたのが群れで共有されるようになり、それが現在まで続いているそうです。温泉に入るサルは、なんとも言えない気持ちよさそうな表情をしていました。

公苑のニホンザルにとっては、人間は有害でもなければ有益の存在でもないようで、大量の観光客に囲まれていても何食わぬ顔で過ごしています。おさるは人間に全く気を遣ってくれず、足元をすり抜けるよう歩いたり手が触れられるくらいの距離まで近づいてきたりします。当然、柵や檻はありません。セルフィーでおさると自撮りをする命知らずの観光客もいましたが、公苑にいるニホンザルは全て野生です。目を合わせる、近づきすぎるなど、ニホンザルを刺激するような行為は控えて観察するのが大切です。ヒトとニホンザルの共存を続けるためにも、マナーを守って観光するようにしましょう。

帰り際に旅館の後楽館に立ち寄り、サルと入れる露天風呂に日帰り入浴してきました。露天風呂の戸を開けると、既に先客のサルがたくさんいるなか人間はゼロ、お邪魔をする形になりました。露天風呂は、サルがいるだけでなく、公苑へ向かう外国人観光客のヒトたちからも丸見えです。外も寒かったこともあり、いたたまれなくなってすぐに出てしまいましたが、内湯の温泉はいい湯でした。

サルとヒトに気を遣いながらの入浴、ぜひ一度チャレンジしてみてはいかがでしょうか。

弁護士 深谷 真史

【採用情報】新人弁護士採用について

埼玉総合法律事務所では、第７７期の司法修習生の採用募集をしております。

以下の日程で、オンライン（ZOOM）による事務所説明会を開催します。

① 令和６年２月１３日（火）午後４時から
② 令和６年２月２６日（月）午後６時から

ご関心のある方は、採用担当の鈴木満（すずきみつる）まで、電話（048-862-0355）、または、こちらをクリックの上「メールでのお問い合わせ」フォームからお問い合わせください。
メールフォームでお問い合わせの場合「相談内容」欄は「その他」にチェックをお願いいたします。

事務所説明会への参加をご希望される方は、ZOOMのURLの送付を希望するメールアドレスをお知らせください。また、履歴書、司法試験と法科大学院の成績表（予備試験合格者の方の場合、予備試験と大学の成績）を事前に郵送でお送りいただければ、拝見いたします。

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]

2/8[illegible]

[illegible]2[illegible]8[illegible]12:00[illegible]17:00[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible][illegible]
LINE[illegible]SNS[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]SNS[illegible]

[illegible]SNS[illegible]
SNS[illegible]

□□□